

## 後期高齢者医療 被保険者証の送付及び 保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は返却または処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

## 高齢受給者証を 送付します

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日まで

となっております。8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分または返却してください。医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

### 国民健康保険高齢受給者証とは

○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生日の翌月1日(1日生まれの方は誕生日)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。(75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

### ○負担額

外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

・2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割) : 各種控除後の課税所得額が145万円未満

・3割 : 各種控除後の課税所得額が145万円以上(一定以上所得者)

※負担割合は毎年判定します。 ※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が

一定未満のときは、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)となります。(該当する方には通知します。)

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

### ○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

## 所得の申告、お忘れではありませんか?

(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町県民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町県民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

住民税の納税通知書が届かず、おかしいな?と思われるしたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

## 今年金婚式(入籍50年目) を迎える方へ

(健康福祉課)

9月15日(月)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。お申し込みください。

### ○対象者

今年度金婚(入籍50年目)を迎えられる町内在住のご夫婦(昭和39年4月1日から昭和40年3月31日までに入籍のご夫婦)

### ○お申し込み

8月22日(金)までに健康福祉課窓口にて申請してください。

### ○注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いしておりますので、対象の方は忘れずにお申し込みください。

### ○その他

五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)